



＜重要なお知らせ＞ ～必ずお読みください～

お申し込み前に「契約概要」、「注意喚起情報」を必ずご一読のうえ、内容をご確認ください。特に保険金をお支払いできない主な場合等にご注意ください。

### 契約概要～ご契約の概要について【地震被災者のための生活支援費用保険】～

この「契約概要～ご契約の概要について～」はご契約に際し、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項をわかりやすく説明したものです。ご契約前に必ずお読み頂き、内容をご確認のうえお申し込み頂きますようお願いいたします。ご契約後も大切に保管くださいますようお願いいたします。また本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、裏面の保険約款を十分ご覧いただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点につきましては、弊社お客様サービスセンターまでお問い合わせください。

#### 1. 商品のしくみについて

この商品は、以下いずれかの事由が発生した場合に保険金をお支払いします。

- ① 地震等による損害（※1）により、被保険者（※2）のお住まいが全壊（※3）になった場合      ② 被保険者のお住まいの市区町村で震度6強以上の地震が発生した場合（※4）

※1 「地震等による損害」とは「地震・噴火・またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失により生じた損害」をいいます。

※2 「被保険者」とは、この保険の補償の対象となられる方をいいます。

※3 「全壊」とは、政府の定める災害の被害認定により地方自治体が発行するり災証明書の認定区分が全壊または全焼の場合をいいます。

※4 被保険者のお住まいが所在する市区町村における気象庁発表の震度階級が6強以上となった場合をいいます。

#### 2. 補償内容について

##### (1) 保険金をお支払いする場合

###### ① 地震被災費用保険金

被保険者のお住まいが、地震等による損害を受け、政府の定める被害認定により全壊の認定を受けた場合、地震被災費用保険金として30万円をお支払いします。

###### ② 震度6強被災保険金

被保険者のお住まいが所在する市区町村における気象庁発表の震度階級が6強以上となった場合、震度6強被災保険金として5万円をお支払いします。

##### (2) 政府の定める被害認定に関して

政府が定める被害認定とは、平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知および平成16年4月1日府政防第361号内閣府政策統括官(防災担当)通知にもとづき、地方自治体が調査を実施のうえ行う地震等による損害の認定をいいます。

##### (3) お支払いする保険金の総額

1保険期間中に弊社がこの保険契約によりお支払いする保険金の総額は、30万円を限度とします。震度6強以上の地震の発生により、被保険者のお住まいが全壊と認定されたときは、震度6強被災保険金はお支払いしません。震度6強以上の地震の発生により震度6強被災保険金として5万円の保険金を支払った場合で、その地震により被保険者のお住まいが全壊と認定されたときは、限度額30万円から5万円を控除した金額(25万円)を地震被災費用保険金としてお支払いします。地震被災費用保険金をお支払いした場合、この保険契約は、その保険金の支払いの原因となった地震等による損害が生じた時に終了します。また、震度6強以上の地震の発生日から遡って100日以内に震度6強被災保険金として5万円の保険金をお支払いする地震が同一の市区町村内ですでに発生していた場合には、震度6強被災保険金はお支払いしません。

##### (4) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① お客様、被保険者、被保険者と生計を一にする親族、保険金の受取人またはそれぞれの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- ③ 核燃料物質(使用燃料を含みます。 )もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。 )の放射性、爆発性その他の有害な特性を直接または間接の原因とする事故
- ④ この保険契約の保険料を領収する前に生じた地震等による損害
- ⑤ この保険は地震保険と保険金支払い基準が異なります。地震保険で保険金支払いの対象となっても、この保険では、保険金支払いの対象外となる場合がありますのでご注意ください。
- ⑥ 保険金を請求される際、住民票により被保険者の住所が確認できない場合には、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

##### (5) 保険契約が失効する場合

以下いずれかの事実が発生した場合は、保険契約はその効力を失います。

- ① 被保険者のお住まいの全部が滅失した場合
- ② 被保険者のお住まいを被保険者が居住の用に供さなくなった場合
- ③ 被保険者が死亡した場合(ただし、被保険者のお住まいに居住する被保険者の法定相続人が、この保険契約の被保険者の地位を継承する旨を弊社に申し出て、かつ弊社がこれを承認した場合は、この限りではありません。)

#### 3. 保険金請求の手続きについて

お客様または被保険者は、被保険者のお住まいについて地震等による損害が生じたことを知ったときは、その状況や程度を速やかに弊社までご連絡ください。なお、お客様または被保険者は事故の通知を行った日の翌日から起算して90日以内に、以下の書類を提出しなければなりません。

- |                                |                  |
|--------------------------------|------------------|
| (1) 保険金請求書                     | (3) 住民票の写し       |
| (2) り災証明書(地震被災費用保険金の請求時に限ります。) | (4) その他弊社が要求する書類 |

#### 4. 保険期間・保険の継続について

- (1) 保険期間は1年または2年を選択できます。
- (2) 保険期間1年を選択された場合、クーリングオフ制度は適用されません。
- (3) 保険期間2年を選択された場合、クーリングオフ制度の適用があります。保険期間2年を選択されたお客様は、保険料のお支払い

日またはこの書面を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、弊社に書面を郵送いただくことによりこの保険のお申し込みを撤回することができます。この場合、弊社は、払い込まれた保険料の全額をお客様に返還いたします。

- (4) 弊社は、この保険契約を継続する意思がある場合には、この保険契約の保険期間の末日の少なくとも3ヶ月前の日までに、保険料および引受内容を記載した継続通知書をお客様に送付します。
- (5) 弊社が継続通知書を送付した場合、お客様より、この保険期間の末日までに、この保険契約を継続しない旨の意思表示がない限り、弊社は、お客様が継続通知書の記載事項(お客様が訂正の申し出を行ったときは、訂正された継続通知書の記載事項)で継続する旨の意思表示を行ったものとみなします。
- (6) 弊社は、お客様に継続契約にかかる通知を行うに際し、本普通保険約款、本契約に付帯される特約、保険契約引受けに関する制度および

保険料率等の見直しを行うことがあります。

- (7) 弊社は、継続契約に適用すべき制度・料率等を変更する必要性が生じた場合は、変更後の契約条件をお客様に通知した上で、変更後の契約条件を継続契約に適用することができるものとします。契約条件変更の通知を受けた場合、お客様は、この保険契約の保険期間の末日又は当該通知を受領してから14日後の日のいずれか遅い日までに、弊社に対してこの保険契約を継続しない旨の書面による意思表示を行うことができます。この場合、この保険契約は継続されなかったものとみなし、お客様が継続保険料の払込みを行っている場合は、弊社は当該保険料をお客様に返還します。

## 5. お引受け条件について

- (1) お住まいの建物は、被保険者が居住する住居に限ります。(住宅部分のないものはお引受けをお断りする場合があります。)
- (2) お住まいの地域における弊社の保有契約数が、弊社の定める保有契約数の限度に達した場合には、お客様にお申込みの意思表示をいただいた後であっても、お引受けをお断りする場合があります。
- (3) 被保険者のお住まいについて、被保険者と同居する方がこの保険契約を重複して契約することはできません。重複して契約された場合には、後で契約された保険契約は無効になります。
- (4) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震災害に関する警戒宣言

が発せられ、被保険者のお住まいが地震防災対策強化地域内に所在する場合、当該警戒宣言が発せられた時から、警戒解除宣言が発せられた日までの間は、新規にお申込みいただくことはできません。警戒宣言が発令された時点において、当社が引受を承認していない契約についてはご契約は無効になります。ただし継続契約については引き続きお引受けいたします。

- (5) 巨大地震の発生等により、保険金の支払事由が集中して発生し、保険金支払いのための財源が不足する場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。

## 6. 保険料に関する事項

- (1) 保険料は、保険期間によって異なります。
- (2) 地震の頻発等により、弊社の保険料計算の基礎に著しい影響を及ぼす状況が発生した場合、この保険契約の保険期間中において、保険料の増額の請求または保険金額の減額の請求を行うこと

があります。

- (3) この保険の更新時に保険料の増額の請求または保険金額の減額の請求を行うことがあります。

## 7. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は以下から選択できます。

- (1) 弊社指定のクレジットカードによる払込み  
 (2) 口座振替(ご指定の金融機関・ゆうちょ銀行からの自動振替)による払込み  
 (3) 直接払込み(金融機関等の弊社が指定する口座、またはコンビニエンスストア経由)

## 8. 満期返れい金・配当金に関する事項

この商品には満期返れい金・契約者配当金はございません。

## 9. 解約(お客様による保険契約の解除の場合)返れい金に関する事項

領収した保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返れいします。(ただし、既経過期間中に保険金をお支払いしている場合には返れいしません。)

## 注意喚起情報～ご契約の際にご注意いただきたい事柄【地震被災者のための生活支援費用保険】～

この「注意喚起情報～ご契約の際にご注意いただきたい事柄～」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。ご契約後も大切に保管くださいますようお願いいたします。また本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、裏面の保険約款を十分ご覧いただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点につきましては、弊社お客様サービスセンターまでお問い合わせください。

## 1. クーリングオフについて

- (1) クーリングオフ制度とは  
 お客様またはお申込人がお申込みから一定期間であれば法令等によりご契約の撤回等が行える制度です。保険期間1年を選択されたお客様は、契約期間が1年以下であるため、クーリングオフの対象外としておりますので、あらかじめご了承ください。保険期間2年を選択されたお客様は、この保険契約の申込日、保険料のお支払い日、またはこの書面を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にこの保険のお申し込みを撤回する旨の書面をご送付いただくことにより、この保険契約を撤回することができます。
- (2) クーリングオフのお手続き方法  
 書面(はがきまたは封書)に右記の項目をご記入いただき、ご署名・ご捺印のうえ、以下の郵送先までお送りください。お電話、ファッ

クス、電子メールでのお申出は受付できませんのでご容赦ください。クーリングオフの書面を受付後、弊社より確認のご連絡をさせていただきます。

《書面に記入が必要な事項》

- ① 下記の保険契約をクーリングオフします。  
 ② 契約者の郵便番号、住所、電話番号  
 ③ 契約者の自署・捺印  
 ④ 証券番号(保険証券を受け取っている場合のみご記入ください)  
 ⑤ 保険料返れい口座(金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義)必ず契約者ご本人名義の銀行口座をご指定ください。

郵送先:

〒162-0834 東京都新宿区新小川町6-36 S&Sビル 3F

日本震災パートナーズ株式会社 お客様相談室

## 2. 告知義務について

### (1)告知義務とは

お客様または被保険者が保険を契約する際に、契約の条件を設定するための重要な事実を弊社に申し出る義務、および重要な事項について不実の事を申し出てはならないという義務のことです。

### (2)告知事項

- お住まいに居住されているかどうかをご申告ください。
- お住まいの建物の用途をご申告ください。(住宅部分のない建物はお引受けできません。)
- お住まいについて、過去3年間に於ける地震等による損害の有無をご申告ください。(損傷箇所の補修が完了していない場合は、お引受けできません。)
- お住まいについて、被保険者または被保険者と同居する方がこの保険に現在ご加入されているかどうかをご申告ください。(加

入されている場合、お引受けできません。)

- お住まいについて、弊社が引き受けする地震被災者のための生活再建費用保険(リスタ)にご加入されているかどうかをご申告ください。
- (3)申込書の記載事項(告知事項)が事実と相違する場合
  - 申込書の記載事項が事実と違った場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、お客様または被保険者に故意・重過失があった場合には、弊社は告知義務違反として保険契約を解除することがあります。
  - 募集代理店およびその担当者には、告知受領権がありませんので、お客様または被保険者が口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

## 3. 通知義務について

### (1)通知義務とは

保険を契約した後、契約内容に変更が生じた場合に、お客様または被保険者が弊社に連絡する義務のことをいいます。ご契約内容に関わる重要な事項についてご通知いただけなかった場合、保険金をお支払いできない場合もありますのでご注意ください。また変更内容によっては、お引受けできなくなる場合もありますので了

承ください。

### (2)通知事項

- 被保険者のお住まいを移転された場合
- 被保険者のお住まいの用途に変更が生じた場合
- 被保険者が、この保険に加入している他の被保険者と住民票上の世帯を同一にする変更が生じた場合

## 4. 被保険者が死亡した場合

- 被保険者が死亡した場合は、この保険契約は失効します。ただし、被保険者のお住まいに居住する被保険者の法定相続人が、この保険契約の被保険者の地位を継承する旨を弊社に申し出て、かつ弊社がこれを承認した場合は、この限りではありません。
- 被保険者のお住まいが普通保険約款第1条(保険金をお支払いする場合)に規定する地震等による損害を被ったときから、弊社が保険金をお支払いするまでに被保険者が死亡した場合は、弊社は、民法に従い、被保険者の法定相続人に対し保険金をお支払いします。お客様と被保険者が同一のときは、法定相続人

はこの保険契約(特約も含む)に規定される一切の権利義務を継承し、お客様と被保険者が異なるときは、法定相続人はこの保険契約(特約も含む)に規定される被保険者の一切の権利および義務を継承するものとします。

- 法定相続人が2名以上であるときは、弊社は、全ての法定相続人間の合意を確認のうえで、代表者1名を定めることができます。この場合において、代表者は、他の法定相続人を代表するものとします。

## 5. お住まいを移転された場合のお取扱いについて

お住まいを移転された場合には、自動的にこの保険契約は失効となります。移転後も移転先で契約を継続する場合には、異動のお手続が必要となりますので、弊社までご連絡下さい。

## 6. 保険金をお支払いできない主な場合

- お客様、被保険者、被保険者と生計を一にする親族、またはそれぞれの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- 核燃料物質(使用燃料を含みます。 )もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。 )の放射性、爆

発性その他の有害な特性を直接または間接の原因とする事故

- 保険期間が始まった後であっても、この保険契約の保険料を領収する前に生じた地震等による損害の場合には、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- この保険は地震保険と保険金支払い基準が異なります。地震保険で保険金支払いの対象となっても、この保険では、保険金支払いの対象外となる場合がありますのでご注意ください。

## 7. 責任開始日(保険始期)について

ご契約の責任開始日(保険始期)は、保険料の支払方法により異なります。具体的には以下のとおりとなりますので、ご確認ください。

※この保険契約が継続される場合には、継続後の保険契約の責任開始日(保険始期)は、保険料の支払方法に関わらず、この保険契約の保険期間の末日の翌日午前0時となります。

| 払込方法                                     | 責任開始日(保険始期)   |
|--|---|
| (1)クレジットカード払いの場合                         | 弊社がクレジットカードの有効性等の確認ができた日(申込書が弊社に到着した日の翌営業日)の翌日午前0時となります。<br>(例: 申込書到着日: 4月1日(金) → 責任開始日: 4月5日(火)午前0時)                       |
| (2)口座振替(ご指定の金融機関・ゆうちょ銀行からの自動振替)による払込みの場合 | 申込書が弊社に到着した日が、その月の1日から20日の間であれば翌月1日午前0時となります。その月の21日から末日の間であれば、翌々月1日午前0時となります。<br>(例: 申込書到達日: 4月1日(金) → 責任開始日: 5月1日(日)午前0時) |
| (3)直接払込(弊社指定口座またはコンビニエンスストア経由の払込)の場合※1   | ①弊社指定口座への払込: お客様が払込んだ保険料が、弊社指定口座に着金した日の翌日午前0時となります。<br>②コンビニエンスストア経由の払込: お客様がコンビニエンスストアで保険料を払込んだ日の翌日午前0時となります。              |
| (4)責任開始日を任意で指定する場合※2                     | お客様が指定する日の午前0時(事前に弊社の承諾が必要です。また上記(1)(2)(3)の責任開始日以前の日を指定することはできません。  |

※1 コンビニエンスストア払いの取扱払込票は、お客様が申込書をご返送いただいた後に、弊社よりお客様宛てにお送りいたします。

※2 指定する日までに被保険者が居住を開始していない場合には、補償は開始いたしませんので、「保険金をお支払する場合」に該当していても、保険金はお支払できません。この場合には、実際に所有かつ居住となった日を責任開始日としてご指定されたものとみなします。なお、所有かつ居住となった日は、住民票等により証明された日とします。募集代理店およびその担当者（少額短期保険募集人）はお客様と弊社の保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対して弊社が承諾したときに有効に成立します。

## 8. 取扱代理店の権限

取扱代理店およびその担当者（少額短期保険募集人）はお客様と弊社の保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。従いまして、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対して弊社が承諾したときに有効に成立します。

## 9. 保険料の払込猶予期間、契約解除について

### (1) クレジットカード払いの場合

保険料について、クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認ができない場合、または弊社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合は、弊社はお客様に未払保険料を直接に請求することができます。その場合、お客様は遅滞なく弊社に払い込まなければなりません。弊社は、お客様からの

保険料払込みのない場合、保険契約を解除することができます。

### (2) 口座振替払いの場合

払込期日に保険料の払込みがない場合には、お客様は、保険料払込期日の属する月の翌月の末日までに払い込まなければなりません。弊社は、保険料払込期日の属する月の翌月の末日までに保険料相当額の払込みのない場合、保険契約を解除することができます。

## 10. 解約（お客様による保険契約の解除の場合）返れい金について

領収した保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返れいします。（ただし、既経過期間中に保険金をお支払いしている場合には返れいしません。）

## 11. 法令等で注意喚起することとされている事項

(1) 万一弊社が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」「生命保険契約者保護機構」による保護はございません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する「補償対象契約」にも該当しません。

(2) この保険は、地震保険に関する法律（昭和41年5月18日施行）に基づく再保険の適用を受けず、弊社独自の再保険契約により保険金支払いの安定性を確保しています。

(3) 地震の頻発等により、弊社の保険料計算の基礎に著しい影響を及ぼす状況が発生した場合、この保険契約の保険期間中において、保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

(4) 巨大地震の発生等により、保険金の支払事由が集中して発生し、保険金支払いのための財源が不足する場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。

(5) この保険の更新時に保険料の増額の請求または保険金額の減額を行うことがあります（保険業法施行規則第211条の30第1号）。

(6) 想定外の巨大地震が頻発した場合や再保険市場の著しい悪化等によりこの保険が不採算となり継続契約の引受が困難になった場合は、この保険の継続契約はお引受けできないことがあります。

(7) 少額短期保険業者が引受けられる保険契約の要件

① 保険期間は損害保険の場合2年までとなります（保険業法施行規則第211条の30第3号イ）。

② 保険金額は損害保険の場合1被保険者について1,000万円までとなります（保険業法施行規則第211条の30第3号ロ）。

③ 1保険契約者についての引受けするすべての保険の被保険者の総数は100人までとなります（保険業法施行規則第211条の30第3号ハ）。

## 12. 地震保険料控除

この保険商品は、地震保険料を支払った場合に受けられる所得控除（地震保険料控除）の対象になりません。

## 被保険者に関する個人情報の取扱いについて

### (1) 個人情報の利用目的

- ① 保険契約のお見積り、お引受け、維持、管理
- ② 保険金のお支払い手続き
- ③ 弊社または弊社の提携会社からの各種商品やサービスのご案内
- ④ 弊社の業務に関する商品・サービスの充実や各種の調査

### (2) センシティブ情報に関して

弊社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、本籍地等のセンシティブ情報の取得・利用・第三者提供を、相続手続を伴う保険金支払事務等の業務上必要な範囲に限定しています。

### (3) 個人情報の提供

弊社は、以下の場合を除き、被保険者の同意なく被保険者の個人情報を第三者に提供することはありません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 業務遂行上必要な範囲で、契約管理委託会社等に取扱いを委託する場合
- ③ 再保険契約の締結や再保険金の受領のために、再保険会社等へ必要な情報を提供する場合

④ 保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、他の保険業に関連する企業・団体・協会等と共同利用する場合

### (4) 代理店制度について

弊社は代理店制度を採用しておりますので、上記の利用目的のためにお客様または被保険者の個人情報を弊社指定の代理店に対して提供いたします。

なお弊社指定の代理店とは、

- ① ご契約の全部または一部を担当させていただく代理店（お客様担当代理店）
- ② 保険契約者が所属する企業などの許可を得て、各種保険商品・サービスの提供等を行う代理店（企業担当代理店）
- ③ お客様担当代理店または企業担当代理店が提携し、弊社の承認を受けた代理店
- ④ その他、上記の利用目的を達成するために必要な範囲内にある代理店をいいます。

ご不明な点、ご相談、苦情などお気軽にお問い合わせください。専門スタッフがいつでもにお答えします。

お客様コールセンター

**0120-431-909** 受付時間 / 9:00 ~ 18:00  
(土・日・祝日を除く)



日本震災パートナーズ株式会社  
Shinsai Partners Inc